

## 和佐又山全体整備計画策定業務仕様書

本仕様書は、上北山村（以下「本村」という。）が和佐又山全体整備計画策定業務（以下「本業務」という。）の受託者を公募するにあたり、必要とする基本的事項について定めるものである。

### 1. 業務名

和佐又山全体整備計画策定業務

### 2. 業務の目的

本業務は、本村の「第2期上北山村総合戦略」において位置付けている和佐又山活用事業を計画的に推進するため、老朽化により除却する「和佐又山ヒュッテ」の跡地を含めた和佐又山全体の利用に向けた整備計画を策定することを目的とする。

### 3. 委託期間

契約締結日から令和3年3月25日まで

### 4. 契約上限金額

2,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

### 5. 業務の概要

#### (1) 与条件の整理

和佐又山に関する既存資料や自然条件、社会条件、歴史文化資源、統計データ等のほか、法規制等を整理する。また、過去の運営者、地権者や利用者からの情報収集、現地調査等により、これまでの経緯、課題、要望等を整理し、平成29年度に策定した「和佐又山ヒュッテ基本計画」の見直しを行い、今後の方向性となる基本方針（コンセプトやターゲット）の検討を行うこと。なお、検討に当たっては、地権者等の意向を考慮すること。

#### (2) 施設の計画検討

基本方針をもとに、必要となる導入機能を整理し、施設の規模を整理すること。

ゾーニング及び動線計画を複数案提示し、比較検討を行ったうえで、全体整備計画イメージを決定し、決定した概略計画図（施設平面図・立面図等）を作成し、概算工事費を算出すること。

#### (3) 施設の管理・運営計画の検討

施設の管理・運営計画の検討を行うこと。運営計画の検討にあたっては、地域振興の方策、イベント等のソフト事業や広報発信等について盛り込むこと。

(4) スケジュールの検討

本整備の事業手法を概略検討するとともに、整備に向けた事業スケジュールを立て、基本設計についての条件（要求水準書等）を整理し、計画策定後、施工するための財源を確保するための助言を行うこと。

(5) 検討委員会の運営支援

上記の検討にあたり、検討委員会（3～4回程度）に出席し、運営支援（資料や議事録要旨の作成など）を行う。

6. 成果品

本業務の成果品は、次のとおり事業完了後に、それぞれ書面及び電子データ（CD-R等）で提出するものとする。

- (1) 業務報告書：A4版、左綴じ製本、カラー印刷 2部
- (2) 計画書作成：A4版、左綴じ製本、カラー印刷 10部
- (3) 概略計画図一式：3部
- (4) 上記(1)から(3)の電子データ（PDFファイル及び編集可能なデータ）を格納したCD-Rまたは、DVD-Rの媒体に記録し、納品すること。

7. その他

- (1) 本業務の履行にあたり、関連する法令等を遵守すること。
- (2) 受注者は、本業務の遂行上知り得た内容について、第三者に漏洩してはならない。
- (3) 本業務における成果品は、全て本村に帰属するものとし、本村の許可無く他に貸与、公表、譲渡又は使用してはならない。
- (4) この仕様書に定めるもののほか必要な事項が生じた場合は、その都度協議するものとする。

## 和佐又山全体整備計画策定業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

### 1. 趣旨

この要領は、和佐又山全体整備計画策定業務（以下、「本業務」という。）を受託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものである。

### 2. 本業務の概要

#### (1) 業務名

和佐又山全体整備計画策定業務

#### (2) 業務内容

「和佐又山全体整備計画策定業務仕様書」による。

#### (3) 履行期間

契約締結日から令和3年3月25日

#### (4) 事業費上限額

2,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を限度とする。

### 3. 参加資格

次に掲げる要件を全て満たすこととする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立てがなされていないこと及びその開始が決定されていないこと。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされていないこと及びその開始が決定されていないこと。
- (4) 上北山村の入札参加資格を有し、かつ指名停止処分を受けていないこと。
- (5) 上北山村暴力団排除条例（平成24年条例第6号）で規定する暴力団等でないこと。
- (6) 告示日までに同種又は類似の業務を国又は地方公共団体から直接受託し、策定実績があること。

### 4. 参加申込

#### (1) 申込方法

本実施要領及び仕様書の内容を確認し、参加を希望する場合は、参加意向申出書（別紙様式第1号）に必要事項を記入の上、持参又は郵送にて提出すること。

また、参加意向申出書の提出の際に下記書類も提出すること。

①プロポーザル参加意向申出書（様式第1号）

②業務実績書の写し。

本業務と同種又は類似の業務を受託した内容がわかる資料。

(2) 提出先

〒639-3701 奈良県吉野郡上北山村大字河合330番地  
上北山村企画政策課（上北山村役場2階） TEL:07468-2-0001

(3) 受付期間

令和2年6月30日（火）から令和2年7月13日（月）午後5時まで  
※持参の場合は、平日の午前9時から午後5時までの間に持参すること。  
※郵送の場合は、令和2年7月13日（月）必着

5. スケジュール

内 容	日 程
参加意向申出書の提出	令和2年6月30日（火）～ 7月13日（月）
質問の受付	令和2年6月30日（火）～ 7月10日（金）
質問に対する回答期日	令和2年7月13日（月）
企画提案書提出意思確認書 提出締切	令和2年7月17日（金）
企画提案書の提出締切	令和2年7月17日（金）
プレゼンテーション	令和2年7月21日（火）予定
選考結果通知	令和2年7月22日（水）予定
業務委託契約の締結	協議が整い次第締結

6. 質疑応答について

(1) 提出方法

仕様書の内容及び企画提案書等の提出について質問がある場合は、質問事項を記入し、下記送信先まで電子メールにより提出すること。なお、電子メール以外での質問については回答しないこととする。

【送信先】上北山村企画政策課：kikakuseisaku@vill.kamikitayama.lg.jp

(2) 質問受付期間

令和2年6月30日（火）～ 7月10日（金）

(3) 回答

(1)により提出された回答は、参加申込をしている全事業者に対して、令和2年7月13日（月）までに電子メールにて回答するものとする。

7. 企画提案書の提出

(1) 提出書類

企画提案書の提出を依頼された者は、次に定めるところにより企画提案書を作成し、提出するものとする。

①技術（企画）提案書提出意思確認書（様式第4号）

②技術（企画）提案書（様式第5号）

規格はA4版縦とし、書式は定めないものとする。

頁数は、10頁程度とする。

提案書については、次の内容を記載すること。

- ・和佐又山に関する与条件の整理について
- ・施設の計画検討について
- ・施設の管理・運営計画の検討について
- ・スケジュールの検討について

※本業務のプロポーザル審査は提案者名を伏せて行う予定のため、企画提案書の提案書類には、提案者名を記載しないこと。提案者を特定できるロゴマーク等の仕様も不可とする。

③業務工程表（任意様式）

④実施体制調書（任意様式）

⑤見積書

- ・積算内訳を記載すること
- ・消費税及び地方消費税を含むこと

(2) 提出部数

11部（原本1部、複写10部）

(3) 提出先等について

①提出先

上記4(2)と同じ

②提出期限

令和2年7月17日（金）

③提出方法

郵送又は持参

※持参の場合は、令和2年7月17日（金）の午後5時までに持参すること。

※郵送の場合は、令和2年7月17日（金）必着

## 8. プレゼンテーション

(1) 実施日及び場所

令和2年7月21日（火）実施予定

※開始時刻及び場所については、別途連絡する。

(2) プレゼンテーションの方法

①1者あたりの時間は30分程度とする。

- ・企画提案書の内容説明（20分）
- ・企画提案書に対する質疑応答（10分）

②1者あたりの出席者は3名までとする。

③スクリーン及びプロジェクターは村が用意する。その他パソコン等プレゼンテーションに必要な機材は、事業者が用意すること。

## 9. 審査方法及び評価基準

(1) 評価基準

評価基準や配点の設定については、後日開催する「上北山村プロポーザル審査会」で決定する。

## (2) 選定方法

「和佐又山全体整備計画策定業務委託事業者選定委員会」において、参加事業者ごとに次のとおり審査する。

- ①上記(1)で設定した評価基準や配点に基づき審査を実施し、評価点の合計を加算し順位を付け、最も評価点が高い者を受注候補者として特定する。
- ②委員の評価点の合計が最も高い者が複数であるときは、委員の議決により候補者を特定するものとする。
- ③参加者が1者の場合は、プレゼンテーション審査を行い、受注候補者特定の可否を協議して決定するものとする。

## 10. 審査結果の通知及び公表

### (1) 審査結果通知

全ての者に対して、通知するものとする。

### (2) 公表

審査結果については、上北山村ホームページに掲載し、公表するものとする。

## 11. 契約

受注予定者と協議のうえ、上北山村契約規則に基づき契約を締結する。

## 12. その他

- (1) 本プロポーザルに係る費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 提出された提案書等は、審査等において必要な場合は複写する。
- (4) 提出された提案書等は、返却しない。